

## 合併に伴う財政支援措置(上限額)

H12国調 28,370 人

### 国の財政支援措置

単位:億円

合併特例債	標準全体事業費	101.7	市町村建設計画に基づき行う一定の事業費について、合併年度及びこれに続く10年度に限り起債可。単独、補助ともに可。
	起債充当額(標準全体事業費の95%)	96.6	
	普通交付税算入額(起債充当額の70%)	67.6	
	合併市町村振興基金の標準基金規模	11.0	合併市町村振興基金造成に要する積立金について、合併年度及びこれに続く10年度に限り起債可。40億円が上限。
	起債充当額(標準全体事業費の95%)	10.5	
	普通交付税算入額(起債充当額の70%)	7.4	
基金の最大積立額(標準基金規模の5割増し)	16.0		
合併直後の臨時的経費等に対する財政措置	普通交付税措置(合併補正)	3.0	左算出額を5年度間にわたり均等に基準財政需要額に算入(30億円が上限)
	特別交付税措置(格差是正等)	5.3	合併年度又はその翌年度から3ヶ年(1年目:5割、2年目:3割、3年目:2割)
	合併市町村補助金	2.7	合併年度及びこれに続く2年度(但し、右総額の範囲内で単年度交付可)

### 長崎県の財政支援措置

単位:億円

長崎県合併市町村特別交付金	8.0	交付期間は合併後10年度間以内とし、市町村建設計画(財政計画)に基づき交付。但し、合併告示前であっても合併関係市町村議会の議決後であれば、必要に応じて交付金限度額の30%の範囲内で前倒し交付可。対象経費には経常的な人件費を除く。
---------------	-----	--

長崎県合併市町村特別交付金の限度額の算定方法

交付限度額 : 5億円 + 2億円 × (合併関係市町村数 - 2) + 1億円 × 1島1町村数

上限額 : 20億円

対象外 : 合併後人口1万人未満

単年度交付限度額 : 次の割合を単年度の交付限度とする

初年度 0.3    2年度 0.25    3年度 0.2    4年度 0.15    5年度 0.1